

さいたま市告示第 758 号

さいたま市インターネット市民意識調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 7 年 4 月 25 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市インターネット市民意識調査業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所外

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目（大分類）「その他の業務」、営業品目（小分類）「市場調査業務」又は「世論調査業務」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 開札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 開札日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 過去 2 年の間に、次のいずれの条件も満たす者であること。

ア 国又は地方公共団体と同種の調査業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を 2 件以上有する者

イ 国、地方公共団体又は民間企業を問わず、Web 法アンケート調査業務の契約を締結し、誠

実に履行した実績を有する者

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p114095.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和7年5月15日（木）まで

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

令和7年4月25日（金）から令和7年5月15日（木）まで（必着）

書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

(3) 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市長公室秘書広報部広聴課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和7年5月19日（月）午前9時00分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒（定型郵便物）に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 郵送（一般書留又は簡易書留等）による提出とする。

イ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 6 (1)、(2)及び入札説明書の規定に反して提出された入札書は、無効とする。

(2) 入札書の到達期限及び送付先

ア 到達期限

令和 7 年 5 月 27 日（火）

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広聴課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 5 月 30 日（金）午前 10 時 00 分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所西会議棟 2 階第 3 会議室

(4) 開札への立会い

入札者又はその代理人は、事前に申請した場合に限り、開札時に立ち会うことができる。

(5) 入札保証金

見積もった金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第 4 項及び第 5 項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条及びさいたま市業務委託郵便入札執行要領第 8 条の規定に該当する入札は無効とする。

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部秘書課
電話 048（829）1014 FAX 048（833）1578

(10) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広聴課
電話 048（829）1931 FAX 048（825）0665

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市市長公室秘書広報部広聴課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。